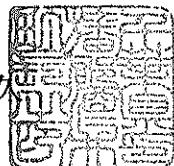




酒建第 10 号
平成 19 年 5 月 10 日

国土交通省道路局長 様

酒々井町長 小坂 泰久



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地域の自立と競争力強化のための道路交通ネットワークの整備促進について

酒々井町では、現在、空港南部周辺区域における住民の道路交通の利便性向上と国際空港機能を活かした地域産業の発展及び地域経済の活性化を図るため、千葉県が事業主体となる東関東自動車道（仮称）酒々井インターチェンジ設置事業及び主要地方道富里酒々井線整備事業の促進とインターチェンジに接続する都市計画道路墨七栄線の整備を進めております。

町としましては、このインターチェンジの開設とアクセス道路の整備を基軸としまして、町域北部地域からのインターアクセスの向上と印旛沼や佐倉城跡等の観光資源、高次医療施設へのアクセス強化を図るため、国道 296 号から国道 51 号、県道宗吾酒々井線とを結び、印旛村の日本医大北総病院、北千葉道路に至るインター北側のアクセス道路ネットワークの早期の計画立案と整備の実施を要望いたします。

2. バリアフリー対策、交通事故対策の充実について

酒々井町では、町民が生き生きと充実した人生を送ることができる「健康な

まち・酒々井」を創ることを目指して、住民との協働により酒々井町健康ビジョン推進計画を策定し、これをもとに各事業を推進しています。

道路関係事業としましては、次の事業を推進計画に定めています。

- ・歩道等への点字ブロックや音の出る信号機の設置
- ・車椅子が通りやすい歩道の整備
- ・見通しの悪い場所の見直しの推進
- ・歩道を設置し、安心して歩ける環境の整備
- ・駅や公共施設へのエレベーター等の設置

町としましては、これら、高齢者や障害者、子供たちなどの交通弱者が安心して出歩ける道路環境の整備事業に対する国の補助制度及び財政支援の充実を要望いたします。

3. 道路管理の充実について

酒々井町は首都圏 50 km 圏内という立地条件から、昭和 40 年代から 50 年代にかけて宅地開発が多く行われたことにより、それまでの農業主体の町から首都圏のベットタウン、住宅都市として発展してきました。

宅地開発に際して整備された道路施設も建設後 30 年を経過して、老朽化の進行による維持補修経費の増大により、適切な維持管理を行うことが困難な状態となっております。

また、町管理の道路橋は 29 橋有り、そのうち橋長 10 m 以上で建設後 20 年を越える橋が 4 橋、30 年を超える橋が 8 橋となっており、橋梁の高齢化や交通環境の変化に伴い、架け替えの必要な橋梁もでてきております。

町としましては、道路施設の適正な管理と橋梁の長寿命化を図るために、予防的な補修、計画的な施設更新を実施するための施策について、国の補助制度及び財政支援の充実を要望いたします。

